

保護樹林の指定解除について（諮問第193号）

樹林の所在地	東大泉二丁目27番	樹林	43	指定年月日 面積	S60.11.1 339m ²
--------	-----------	----	----	-------------	-------------------------------

解除事由	みどりを愛し守りはぐくむ条例第22条第1項第3号に基づき、公益上の必要が生じたため。
------	--

経緯	<p>当該樹林は、東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線の区域内にある。平成26年3月の第140回練馬区緑化委員会の諮問を経て、区有地である3,653m²の保護樹林について、先行して一部解除を行ったが、私有地である当該樹林については土地所有者が任意買収に応じなかったため、土地収用法に基づく収用対象となっており解除を保留していた。</p> <p>このたび、事業者である国土交通省より当該樹林の収用が完了した旨連絡があったため、指定を解除したい。</p>
----	---

案内図

